

平成19年10月25日
教育庁総務課

平成19年度人事委員会勧告の概要について

○勧告内容の主要点

- ・ 初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げ（中高年齢層は据置き）
- ・ 子等に係る扶養手当の上上げ（6,000円→6,500円）
- ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）の上上げ（4.45月→4.50月）

○勧告の概要

1 職員の給与

(1) 公民較差等に基づく給与改定（平成19年4月から実施）

- ・ 初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げ

【公民給与較差】

率	0.21%
額	827円

※民間給与が職員の給与を827円上回っている。

(2) 扶養手当の改定

配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の上上げ（6,000円→6,500円）

(3) 期末・勤勉手当の改定

期末・勤勉手当の支給月数の上上げ（年間4.45月→4.50月）

		6月期	12月期
19年度	期末手当	1.4月（支給済み）	1.6月（改定なし）
	勤勉手当	0.725月（支給済み）	0.775月（現行0.725月）
20年度	期末手当	1.4月	1.6月
以降	勤勉手当	0.75月	0.75月

●モデル給与例

単位：円

	年齢	家族構成	勧告前				勧告後				年間給与額の差
			月額	(カット後)	扶養手当	年間給与	月額	(カット後)	扶養手当	年間給与	
小中教諭	40歳	配偶者、子1人	391,300	377,605	19,000	6,781,628	391,300	377,605	19,500	6,810,491	28,863
事務	27歳	独身	212,600	205,159	0	3,374,866	214,600	207,089	0	3,416,969	42,103

(注)現給保障及び給与カットを反映